

給水装置工事基準（上水道編） 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>【P.1】</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p> <p>平成9年厚生労働省令第14号(最終改正 令和2年第38号)「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」で定めている技術的細目は、令第6条の各号列記の基準項目のうち技術的細目を必要とするものについて定めたものである。</p> <p>【P.3】</p> <p>6 給水装置システムの基準 (中略)</p> <p>(6) 凍結のおそれがある場所では「耐寒性能を有する給水装置を設置すること」又は「断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置を講じること」基準省令第6条</p> <p>凍結のおそれがある場所では、耐寒性能を有する給水用具を設置するか、又は給水装置を断熱材や保温材で被覆する、配管内の水抜きを行うことができる位置に水抜き用の給水用具を設ける、屋外配管は凍結深度より深く埋設する等の凍結防止措置を講じなければならない。</p>	<p>【P.1】</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p> <p>平成9年厚生労働省令第14号(最終改正 平成26年第15号)「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」で定めている技術的細目は、令第6条の各号列記の基準項目のうち技術的細目を必要とするものについて定めたものである。</p> <p>【P.3】</p> <p>6 給水装置システムの基準 (中略)</p> <p>(新設)</p>	

給水装置工事基準（上水道編） 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>【P. 20】 (参考) 給水幹線とする場合の原則</p> <p>道路，又は，通路形態があり，局が維持管理できる場合は補助配水管を布設するが，次の場合には，原則として給水幹線を布設する。</p> <p>(1) 同一敷地内のアパート等で各戸メーターの設置要請があり，その敷地内が，一定の通路形態を成していない(区切りのない平地等)場合</p> <p>(2) アパート等の居住者や貸ガレージなどのための専用通路が道路形態を成している場合であっても，将来的にその通路を第三者が共用し，新たに給水の申請をすることが考えられないもので，かつ専用通路の進入口が門(開閉式含む。)等で遮断され，補助配水管を布設しても，局が維持管理できない場合</p>	<p>【P. 20】 (参考) 給水幹線とする場合の原則</p> <p>道路，又は，通路形態があり，局が維持管理できる場合は補助配水管を布設するが，次の場合には，原則として給水幹線を布設する。</p> <p>(1) 同一敷地内のアパート及び貸ガレージ等で各戸メーターの設置要請があり，その敷地内が，一定の通路形態を成していない(区切りのない平地等)場合</p> <p>(2) アパート等の居住者や貸ガレージなどのための専用通路が道路形態を成している場合であっても，将来的にその通路を第三者が共用し，新たに給水の申請をすることが考えられないもので，かつ専用通路の進入口が門(開閉式含む。)等で遮断され，補助配水管を布設しても，局が維持管理できない場合</p>	

給水装置工事基準（上水道編） 新旧対照表

新						旧						備考欄
【P.22】						【P.22】						
表1 建物種類別単位給水量(平均)・使用時間・人員表						表1 建物種類別単位給水量(平均)・使用時間・人員表						
建物種類	単位給水量 (一日当たり)	使用時間 (h/d)	対象者など	有効面積当たりの人員など	備考	建物種類	単位給水量 (一日当たり)	使用時間 (h/d)	対象者など	有効面積当たりの人員など	備考	
一般住宅 営業用住宅	※3 250ℓ/人	10	居住者	4.0人/戸		一般住宅 営業用住宅	※3 250ℓ/人	10	居住者	4.0人/戸		
共同住宅 (独身寮を含む。)	※3 250ℓ/人	10~15	居住者	3.0人/戸(80㎡以上) 2.0人/戸(30㎡以上) 1.0人/戸(30㎡未満)	店舗、テナント等別途加算	共同住宅 (独身寮を含む。)	※3 250ℓ/人	10~15	居住者	3.0人/戸(60㎡以上) 2.0人/戸(30㎡以上) 1.0人/戸(30㎡未満)	店舗、テナント等別途加算	
官公庁、会社 事務所	男子:50ℓ/人 女子:100ℓ/人	9	在勤者	0.2人/㎡	食堂、テナント等別途加算	官公庁、会社 事務所	男子:50ℓ/人 女子:100ℓ/人	9	在勤者	0.2人/㎡	食堂、テナント等別途加算	
工場	男子:50ℓ/人 女子:100ℓ/人	操業時間+1	在勤者	産り作業:0.3人/㎡ 立ち作業:0.1人/㎡	食堂、シャワー室等別途加算	工場	男子:50ℓ/人 女子:100ℓ/人	操業時間+1	在勤者	産り作業:0.3人/㎡ 立ち作業:0.1人/㎡	食堂、シャワー室等別途加算	
※1 総合病院	1,500~3,500ℓ/床 30~60ℓ/㎡	16	延べ面積		設備内容等詳細に検討	※1 総合病院	1,500~3,500ℓ/床 30~60ℓ/㎡	16	延べ面積		設備内容等詳細に検討	
医院、診療所	300~500ℓ/人	12	患者			医院、診療所	300~500ℓ/人	12	患者			
※2 ホテル 各室	全体 500~6,000ℓ/床 各室 350~450ℓ/床	12	ベッド		設備内容等詳細に検討 客室部のみ	※2 ホテル 各室	全体 500~6,000ℓ/床 各室 350~450ℓ/床	12	ベッド ベッド		設備内容等詳細に検討 客室部のみ	
※3 旅館	200~300ℓ/人	12	来客含む			※3 旅館	200~300ℓ/人	12	来客含む			
保養所	500~800ℓ/人	10				保養所	500~800ℓ/人	10				
喫茶店	20~35ℓ/人 55~130ℓ/店舗㎡	10		店舗面積に厨房面積含む。	厨房で使用される水量のみ、便所洗 浄水等は別途加算	喫茶店	20~35ℓ/人 55~130ℓ/店舗㎡	10		店舗面積に厨房面積含む。	厨房で使用される水量のみ、便所洗 浄水等は別途加算	
飲食店、料理業	55~130ℓ/人 110~530ℓ/店舗㎡	10		店舗面積に厨房面積含む。使用量は、軽 食そば和食洋食中華の順に多い。	厨房で使用される水量のみ、便所洗 浄水等は別途加算	飲食店、料理業	55~130ℓ/人 110~530ℓ/店舗㎡	10		店舗面積に厨房面積含む。使用量は、軽 食そば和食洋食中華の順に多い。	厨房で使用される水量のみ、便所洗 浄水等は別途加算	
社員食堂	25~50ℓ/食 80~140ℓ/食堂㎡	10		店舗面積に厨房面積含む。使用量は、軽 食そば和食洋食中華の順に多い。	厨房で使用される水量のみ、便所洗 浄水等は別途加算	社員食堂	25~50ℓ/食 80~140ℓ/食堂㎡	10		店舗面積に厨房面積含む。使用量は、軽 食そば和食洋食中華の順に多い。	厨房で使用される水量のみ、便所洗 浄水等は別途加算	
給食センター	20~30ℓ/食	10			厨房で使用される水量のみ、便所洗 浄水等は別途加算	給食センター	20~30ℓ/食	10			厨房で使用される水量のみ、便所洗 浄水等は別途加算	
※1 デパート スーパーマーケット	15~30ℓ/㎡	10	延べ面積		従業員分、空調用水含む。	※1 デパート スーパーマーケット	15~30ℓ/㎡	10	延べ面積		従業員分、空調用水含む。	
※1 小・中・高等学校	70~100ℓ/人	9	生徒+職員		教師、職員を含む。 プール用水(40~100ℓ/人)は別途加算	※1 小・中・高等学校	70~100ℓ/人	9	生徒+職員		教師、職員を含む。 プール用水(40~100ℓ/人)は別途加算	
大学講義棟	2~4ℓ/㎡	9	延べ面積		実験、研究用水別途加算	大学講義棟	2~4ℓ/㎡	9	延べ面積		実験、研究用水別途加算	
劇場、映画館	25~40ℓ/㎡ 0.2~0.3ℓ/人	14	延べ面積 入場者		従業員分、空調用水含む。	劇場、映画館	25~40ℓ/㎡ 0.2~0.3ℓ/人	14	延べ面積 入場者		従業員分、空調用水含む。	
駅舎	ターミナル駅 10ℓ/1,000人 普通駅 3ℓ/1,000人	16	乗降客		列車給水、洗車用水別途加算。 従業員分多少のテナント分を含む。	駅舎	ターミナル駅 10ℓ/1,000人 普通駅 3ℓ/1,000人	16	乗降客		列車給水、洗車用水別途加算。 従業員分多少のテナント分を含む。	
寺院、教会	10ℓ/人	2	参会者		常住者、常勤者分は別途加算	寺院、教会	10ℓ/人	2	参会者		常住者、常勤者分は別途加算	
図書館	25ℓ/人	6	閲覧者	0.4人/㎡	常勤者分は別途加算	図書館	25ℓ/人	6	閲覧者	0.4人/㎡	常勤者分は別途加算	

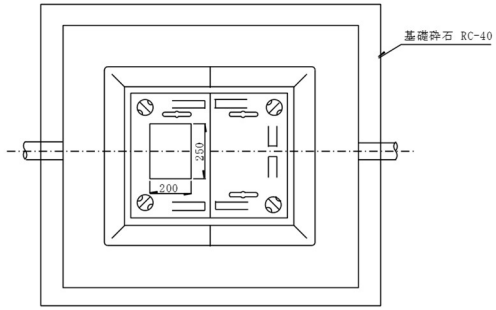
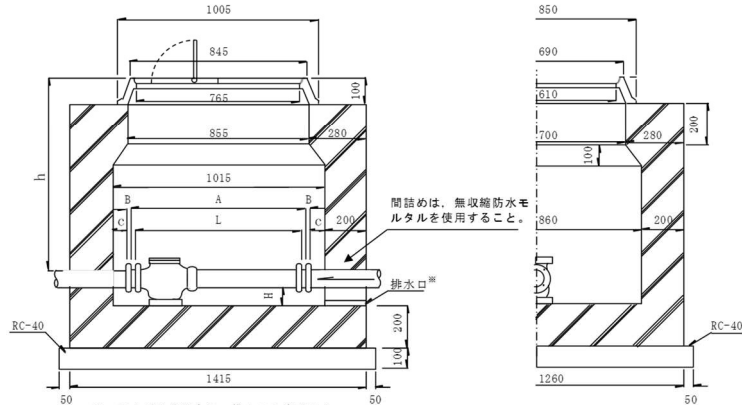
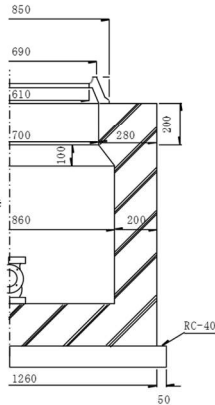
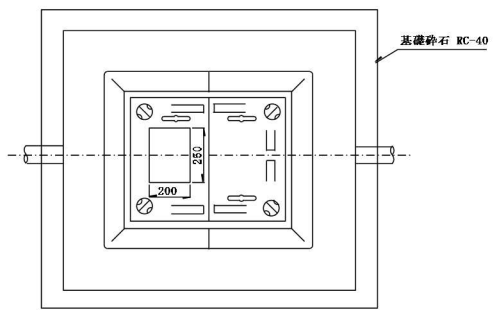
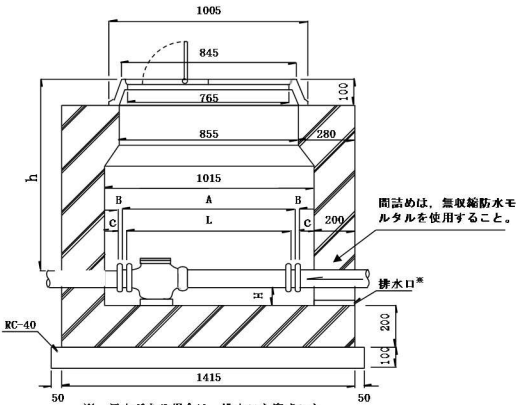
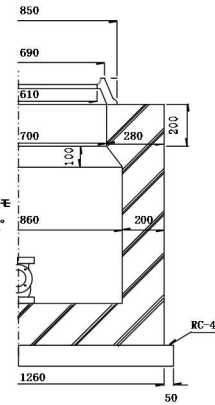
(空気調和・衛生工学会便覧引用)

(空気調和・衛生工学会便覧引用)

- 注) 1. 備考欄に付記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プール、サウナ用水等は別途加算する。
 2. ※1印は、原則として、直結式給水不可の建物。
 3. ※2印は、原則として、直結式給水不可の建物。ただし、給水管口径φ50mm以下は条件を満たせば直結式給水可能。
 4. ※3印は、京都市上下水道局独自の単位給水量。

- 注) 1. 備考欄に付記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プール、サウナ用水等は別途加算する。
 2. ※1印は、原則として、直結式給水不可の建物。
 3. ※2印は、原則として、直結式給水不可の建物。ただし、給水管口径φ50mm以下を除く。
 4. ※3印は、京都市上下水道局独自の単位給水量。

給水装置工事基準（上水道編） 新旧対照表

新	旧	備考欄																																																								
<p>【P.47】</p> <p>図2 口径50mm～100mmの水道メーター室図</p> <p>平面図</p>  <p>基礎砕石 RC-40</p> <p>側面図</p>  <p>断面図</p>  <p>間詰めは、無収縮防水モルタルを使用すること。</p> <p>排水口</p> <p>※ 湧水がある場合は、排水口を塞ぐこと。 ※ 水道メーター下に受台等を設置すること。</p> <p>(単位：mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>L</th> <th>H</th> <th>h</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>581</td> <td>22</td> <td>195</td> <td>575</td> <td>195</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>641</td> <td>22</td> <td>165</td> <td>635</td> <td>226</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>721</td> <td>22</td> <td>125</td> <td>715</td> <td>240</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table>	口径	A	B	C	L	H	h	50	581	22	195	575	195	600	75	641	22	165	635	226	1,200	100	721	22	125	715	240	1,200	<p>【P.47】</p> <p>図2 口径50mm～100mmの水道メーター室図</p> <p>平面図</p>  <p>基礎砕石 RC-40</p> <p>側面図</p>  <p>断面図</p>  <p>間詰めは、無収縮防水モルタルを使用すること。</p> <p>排水口</p> <p>※ 湧水がある場合は、排水口を塞ぐこと。</p> <p>(単位：mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>L</th> <th>H</th> <th>h</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>581</td> <td>22</td> <td>195</td> <td>575</td> <td>195</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>641</td> <td>22</td> <td>165</td> <td>635</td> <td>226</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>721</td> <td>22</td> <td>125</td> <td>715</td> <td>240</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table>	口径	A	B	C	L	H	h	50	581	22	195	575	195	600	75	641	22	165	635	226	1,200	100	721	22	125	715	240	1,200	
口径	A	B	C	L	H	h																																																				
50	581	22	195	575	195	600																																																				
75	641	22	165	635	226	1,200																																																				
100	721	22	125	715	240	1,200																																																				
口径	A	B	C	L	H	h																																																				
50	581	22	195	575	195	600																																																				
75	641	22	165	635	226	1,200																																																				
100	721	22	125	715	240	1,200																																																				

給水装置工事基準（上水道編） 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>【P.49】</p> <p>図4 口径50mm～100mmの水道メーター室図</p> <p>①埋設深さ1.2m（水道メーター口径75mm～100mm）の場合</p> <p>コンクリートブロック組立断面図 中間コンクリートブロック平面図</p> <p>②埋設深さ0.6m（水道メーター口径50mm以上）の場合</p> <p>※水道メーター下に受台等を設置すること。</p>	<p>【P.49】</p> <p>図4 口径50mm～100mmの水道メーター室図</p> <p>①埋設深さ1.2m（水道メーター口径75mm～100mm）の場合</p> <p>コンクリートブロック組立断面図 中間コンクリートブロック平面図</p> <p>②埋設深さ0.6m（水道メーター口径50mm以上）の場合</p>	